

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2020-32002
(P2020-32002A)

(43) 公開日 令和2年3月5日(2020.3.5)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 4 5 C 11/00 (2006.01)	A 4 5 C 11/00 Q	3 B 0 4 5
A 6 1 B 50/31 (2016.01)	A 6 1 B 50/31	4 C 0 7 7
A 6 1 M 1/00 (2006.01)	A 6 1 M 1/00	

審査請求 有 請求項の数 3 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2018-162605 (P2018-162605)
 (22) 出願日 平成30年8月31日 (2018. 8. 31)
 (11) 特許番号 特許第6488442号 (P6488442)
 (45) 特許公報発行日 平成31年3月20日 (2019. 3. 20)

特許法第30条第2項適用申請有り 掲載年月日 平成30年2月1日 掲載アドレス <https://skiplap.shop-pro.jp/>

(71) 出願人 518254584
 奥山 梨衣
 京都府木津川市加茂町高田柿ノ内17番地1

(72) 発明者 奥山 梨衣
 京都府木津川市加茂町高田柿ノ内17番地1

Fターム(参考) 3B045 AA43 CE08 DA00 EA02 EA06
 EB11 FC08 GA01 GB01 GC01
 GD01 JA01 JB01 KA01 KB02
 4C077 AA26 DD21 DD30

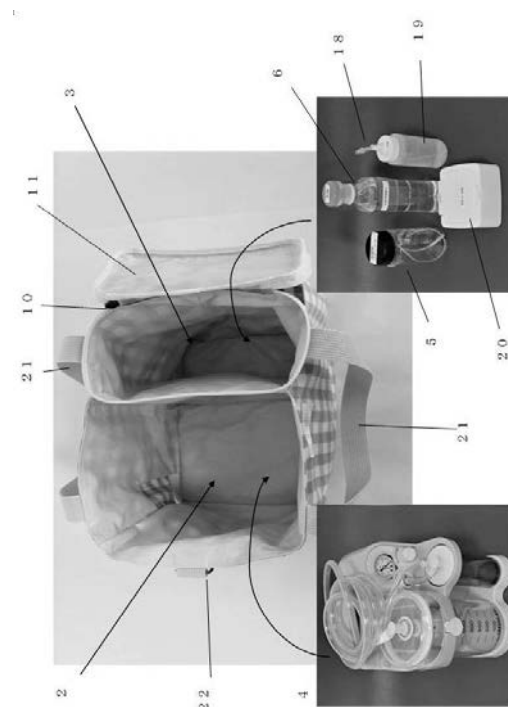
(54) 【発明の名称】 医療用携帯バッグ

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】吸引作業を素早く行うことが出来、且つ、バッグ内を清潔に保つことが出来る痰吸引器バッグを提供する。

【解決手段】痰吸引器4とその付属物品6を収納する医療用携帯バッグであって、前記痰吸引器を収納する上部が解放された第一収納室2と、前記付属物品を収納する第二収納室3とを備えている。前記第一収納室と前記第二収納室は、底に敷かれた一枚のボード上に隣接して設けられ、前記第一収納室の前記第二収納室と接しない側面には、該第一収納室内の前記痰吸引器のバッテリーを取り出すための開閉窓が設けられ、前記第二収納室の上部には、上方に開閉可能であり、かつ、ファスナー10でもって密閉される蓋11が取り付けられる。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

痰吸引器とその付属物品を収納する医療用携帯バッグであって、痰吸引器を収納する上部が解放された第一収納室と、前記付属物品を収納する第二収納室とを備え、前記第一収納室と前記第二収納室は、底に敷かれたボード上に隣接して設けられ、前記第一収納室の前記第二収納室と接しない側面には、該第一収納室内の前記痰吸引器のバッテリーを取り出すための開閉窓が設けられ、前記第二収納室の上部には、上方に開閉可能であり、かつ、ファスナーでもって密閉される蓋が取り付けられている医療用携帯バッグ。

【請求項 2】

前記付属物品が、精製水容器とカテーテルである、請求項 1 に記載の医療用携帯バッグ

10

【請求項 3】

前記第二収納室は、内側面に防水処理が施され、前記精製水容器が倒れず、かつ、前記精製水容器と前記内側面との間に手が挿入できる大きさである、請求項 2 に記載の医療用携帯バッグ。

【請求項 4】

前記開閉窓を除く前記携帯バッグの外側面には、消毒液容器と、廃棄物容器が収納されるポケットが設けられ、前記開閉窓に隣接する外側面には、前記痰吸引器の前記バッテリー収納部から外したカバーを収納するポケットが設けられ、前記ポケットは、前記カバーの一部が露出する大きさに形成されている請求項 1 に記載の医療用携帯バッグ。

20

【請求項 5】

前記医療用携帯バッグの裏面には、下方に突出して裏面を浮かせる鋸が取り付けられている、請求項 1 ~ 4 の何れかに記載の医療用携帯バッグ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、痰吸引器を持ち運ぶための医療用携帯バッグに関する。

【背景技術】

30

【0002】

近年、医療技術の進歩により、重い病気や障害のある新生児が助かる確率が高まっている。命は助かってその後障害が残るケースが多く、日常的に痰を吸引したり、管を通じて胃や腸に栄養を入れたりしながら在宅生活をする

1535683457031_0.html

が増えてきている。厚生労働省によると、19歳以下の医療的ケア児は2015年時点で1万7千人いて、この10年で2倍になっている。

そのような患者の多くは、呼吸や排痰がうまくできず、痰を吸引する痰吸引器が手放せないケースが多い。そうした患者が通院、通学等で外出する際には、ポータブル吸引器を持ち運ぶ必要がある。

40

【0003】

外出時には、痰吸引器本体と、吸引時に使用する精製水を入れた容器や、カテーテル等の吸引に必要な物品（付属物品）をキャリアバッグに入れて持ち運ぶ必要がある。

このようなキャリアバッグは、患者の命にもかかわる補助具であり、携帯容器としての働きだけでなく、痰吸引器の作動のしやすさ、一連の吸引手技のしやすさ等の患者や介護者の視点に立った特性が要求されるが、下記先行技術文献に示すように、従来は単なる容器バッグとしての位置づけでしかなく、患者は不便さを感じながらも利用しているのが現状である。

現在利用されているキャリアバッグは、布製の長方形のバッグであり、痰吸引器を入れるスペースしかないため、必要な付属品をまとめて持ち運ぶことが出来ず、持ち運び

50

の不便さの問題が多い。

また、立方体型のキャリアバッグもあるが、その上部の開口全体を覆う大きな蓋が付いており、開閉に手間がかかっていた。

さらに、かかる蓋は、それ自体が変形するため、吸引時に片手でバッグの蓋を押さえて開けなければならず、吸引作業を煩雑にしていた。そのため、吸引を素早く行うことが出来ず、吸引が必要な者の苦痛時間を増やしていた。

さらには、バッグの空間の中で精製水等の液体を入れた容器が倒れた場合に、吸引器が水に浸ってしまうことがあり、その結果、痰吸引器やその他の物品が不衛生になり、痰吸引器が故障することがあった。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特許第2001-37879号広報

【非特許文献】

【0005】

【非特許文献1】「新鋭工業株式会社電子カタログ」, [平成30年6月20日検索], インターネット 1535683457031_1.pdf

【非特許文献2】「新鋭工業株式会社電子カタログ」, [平成30年6月20日検索], インターネット 1535683457031_2.pdf

【非特許文献3】「株式会社ブルークロス・エマージェンシー電子カタログ」, [平成30年6月20日検索], インターネット 1535683457031_3.pdf

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

本発明は、吸引作業を素早く行うことが出来、且つ、バッグ内を清潔に保つことが出来る医療用携帯バッグを提供することを目的としている。

【課題を解決するための手段】

【0007】

請求項1に係る発明は、痰吸引器とその付属物品を収納する医療用携帯バッグであって、前記痰吸引器を収納する上部が解放された第一収納室と、前記付属物品を収納する第二収納室とを備えている。前記第一収納室と前記第二収納室は、底に敷かれた一枚のボード上に隣接して設けられ、前記第一収納室の前記第二収納室と接しない側面には、第一収納室内の前記痰吸引器のバッテリーを取り出すための開閉窓が設けられ、前記第二収納室の上部には、上方に開閉可能であり、かつ、ファスナーでもって密閉される蓋が取り付けられたものである。

【0008】

この構成により、蓋のない第一収納室に医療器具を収納しているので、緊急時に素早く医療器具を作動させることができる。また、蓋を有する第二収納室に付属物品を収納しているので、携行時に想定される汚染を防止して、付属物品の清潔性を保つことができる。

【0009】

請求項2に係る発明は、請求項1に記載の医療用携帯バッグであって、前記付属物品が、精製水容器と密閉容器に収納されたカテーテルである。

【0010】

これにより、気管切開された患者が外出するときでも、使用する器具一式を携行することができるから、患者の利便性に寄与することができる。

【0011】

請求項3に係る発明は、請求項2に記載の医療用携帯バッグであって、前記第二収納室は、内側面に防水処理が施され、前記精製水容器が倒れず、かつ、前記精製水容器と前記内側面との間に手が挿入できる大きさである。

【0012】

10

20

30

40

50

これにより、緊急時に慌てていたり、患者が咳込んでいたりしても、精製水容器を倒さずに、確実に取り出すことができる。

【0013】

請求項4に係る発明は、請求項1に記載の医療用携帯バッグであって、前記開閉窓を除く前記携帯バッグの外側面には、消毒液容器と、廃棄物容器が収納されるポケットが設けられ、前記開閉窓に隣接する外側面には、痰吸引器から取り外した、前記痰吸引器のバッテリー収納部から取り外したカバーを収納するポケットが設けられ、前記ポケットは、前記カバーの一部が露出する大きさに形成されている。

【0014】

これにより、手指消毒から吸引・廃棄物の処理までの一連の吸引手技が滞りなくできる。また、バッグ内からバッテリーを簡単に取り出すことが出来、尚且つ、充電のために取り外したカバーの一部が露出し、目視で確認できることから、取り外したバッテリーの入れ忘れが防止できる。

10

【0015】

請求項5に係る発明は、請求項1～4の何れかに記載の医療用携帯バッグであって、前記医療用携帯バッグの裏面には、下方に突出して裏面を浮かせる鋸が取り付けられている。

【0016】

これにより、バッグを地面に置いたときに底面が地面に直接触れないようにすることが出来、また、痰吸引器と精製水等の重さに耐えることが出来る。

20

【発明の効果】

【0017】

本発明によれば、蓋のない第一収納室に痰吸引器を収納することで、痰吸引器を素早く作動させることができる。また、蓋を有する第二収納室に付属物品を収納することで、付属物品の清潔性を保つことはもちろん、痰吸引器の汚染や故障を防止することができる。また、バッグ側面に配置されたポケットにより、吸引に伴う作業（手指の消毒や不要物の廃棄等）をスムーズに行うことができる。

これにより、吸引が必要な患者の苦痛時間を減らしてQOLを向上させることができる。また、吸引に必要なすべてのものが一つのバッグに収められているため、痰吸引器等を持ち運ぶ者（吸引が必要な者、あるいはその介護者）の負担を減らすことができる。

30

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】本発明に係る医療用携帯バッグの第二収納室の蓋を閉めた状態の斜め上方から見た図面代用写真。

【図2】本発明に係る医療用携帯バッグの第二収納室の蓋を開けた状態の上方から見た図面代用写真。

【図3】バッテリーを取り出す開閉窓の図面代用写真。

【図4】その他の装備品を収納するポケットの側から前記バッグを見た図面代用写真。

【図5】他のポケットのある側から前記バッグを見た図面代用写真。

【図6】裏返しにして前記バッグの裏面を覗いた図面代用写真。

40

【図7】本発明に係る医療用携帯バッグを正面から見た図面代用写真。

【図8】バッテリーを取り出す開閉窓のある側から前記バッグを見た図面代用写真。

【発明を実施するための形態】

【0019】

上記各図において、本発明に係る医療用携帯バッグ1（図1参照）は、図2の痰吸引器4を収納する上部が解放された第一収納室2と、精製水容器6や容器に収納されたカテテル5等の付属物品を収納する第二収納室3とを備えている。第一収納室2と第二収納室3の底には、折れない丈夫な図示しないボードが一体的に敷かれている。

第二収納室には、多いときで精製水を2リットル（500ミリリットルペットボトル4本）を収納する。第一収納室2に収納された痰吸引器4は、重さ2.3キログラムあり、合

50

計4.3キログラムほどの重さにも折れ曲がったり変形したりしないボードを使用している。

【0020】

また、第二収納室3の上部開口は、男性の手でも中のカテーテル5などの付属物品を取り出しやすい広さとしているが、広すぎると、精製水6、19が倒れるので、それが倒れない適度な広さに設定しており、尚且つ、痰吸引器4を収納した第一収納室2との重量バランスを保ち、持ち運びの際、斜めに傾かないよう設計されている。第二収納室3の上部には、ファスナー10で開閉できる蓋11が付いており、それにより、中に収納した付属物品をほこりや細菌等などによる汚染から守り、清潔に保つことが出来る。

一方、痰吸引器4を収納する第一収納室2には、敢えて蓋を付けず、吸引が必要時に素早く痰吸引器4を駆動させることが出来るようになってきている。第二収納室3の蓋11は、第一収納室2側ではなく、それとは異なる側面側に倒れて開くようになっており、それにより、痰吸引器4の駆動の妨げにならず、尚且つ、バギーやベビーカーの荷台に乗せたままでも、蓋11がベビーカー等の背もたれに当ることなく開けられるようにしている。これにより、片手で蓋11を開けて、吸引手技に両手を使うことが出来るようになってきている。

【0021】

一方、バッグ1の高さは、痰吸引器4の高さ+5センチほどに設定してある。これは、痰吸引器4の上に吸引ホースを置いた際、ホースがずり落ちない高さであり、尚且つ、痰吸引器4の側面に付いたスイッチが入れやすい高さである。また、第二収納室に収納したカテーテルなどの付属物品も扱いやすい高さになっている。

第一収納室2を囲む4つの側面の内、第二収納室3と接しない外側面には、第一収納室2に収納した痰吸引器4のバッテリーを取り出すための開閉窓7(図3参照)が設けられている。この開閉窓7を塞ぐ扉8の内側一辺と、その扉8を閉じたときに、前記一辺が接する前記バッグ1の側面には、それぞれ面ファスナー9が取り付けられている。これは、接する三辺ともに面ファスナーを付けると開閉に力が必要となり、両手での作業を強いられるため、片手で楽に開閉できるようにしたものである。

【0022】

このバッグ1は、ビニールコーティングされた生地をコーティング面が外側に向くように2枚張り合わせて形成されている。そのため、第二収納室3の精製水が不測にて零れた場合でも、隣室の痰吸引器4が濡れないようになってきている。また、2枚の生地を重ねて使用することにより、生地に張りを持たせている。これにより、バッグの直方体形状が維持でき、生地が内側に倒れこまないために、片手で痰吸引器4を駆動させて、両手を吸引手技に使うことができるようにしている。また、痰吸引器4のメンテナンスや付属物品の交換時にも、これらが取り出しやすいようになってきている。

【0023】

前記バッグ1の側面には、ポケット12,15が設置されている。一方は、立体型ポケット12(図4参照)で、手指消毒液13や廃棄物容器14が収納できる大きさになっている。このポケット12の高さは、一般的なポンプ式手指消毒液が容器ごと入り、ポケットに入れたまま消毒ができる高さとしている。また、開けた蓋11と干渉しない高さとして、吸引時、蓋11を開けた状態でも手指消毒や廃棄物処理がスムーズにできるようにしている。この立体ポケット12をバッグ1の右側に設置したことにより、吸引する介護者がバッグ1の右側に位置し吸引手技をする際、手前だけで手技を完結出来、最低限の動作で吸引することが出来るようになってきている。

他方のポケット15は、バッグ1の側面に接して配置されたマチ付きのギャザーポケット15(図5参照)になっており、物品等の予備などが入れられるようになってきている。

【0024】

前記バッグ1には、下方に突出して裏面を浮かせる鋸16(図6参照)が取り付けられている。これにより、バッグ1を地面に置いた時に、底面が直接触れないようにすることができる。また、痰吸引器4や精製水等の重さにも耐えることが出来る鋸16を使っている。また、この鋸16は、バッグ1の底面4隅のみではなく、中央にも設置し、より強度

10

20

30

40

50

を増している。

【0025】

痰吸引器4は、充電式のバッテリーで駆動されるため、使用前にバッテリーを取り出して充電しておく必要がある。そのため、しばしば、持ち運び時にバッテリーを入れ忘れ、外出先で痰吸引器4が駆動せず困ることがあった。そういった入れ忘れを防止するため、本体から取り外したバッテリー収納カバー17を収納できるサイドポケット23（図3参照）を設けている。このポケット23は、収納カバー17の一部が露出される大きさになっており、これにより、バッテリーが入っていないことが目視で確認できるため、バッテリーの入れ忘れを防止することができる。

また、この携帯バッグ1には、手提げ用の一對のループ取っ手21が取り付けられ、さらに肩にかけてぶら下げるショルダーベルトが着脱自在に取り付けられるようになっている。ショルダーベルトの両端には、ナスカンが付いており、携帯バッグ1の側面上部に取り付けられた一對のDカン22（図1参照）と接続できるようになっている。

また、ループ取っ手21とDカン22取り付けに使用した平織りテープは、端を熱処理した上で使用しており、痰吸引器4と付属物品を入れた重さに十分耐えうるようになっている。

【0026】

第二収納室に収納する付属物品は、気管吸引器用精製水6、口鼻吸引用精製水19、気管吸引用カテーテル5、口鼻吸引用カテーテル18、アルコール綿20等である。（図2参照）

ポケット12に収納する付属物品は、手指消毒液13、廃棄物容器15である。

ポケット15に収納する付属物品は、人口鼻、予備カテーテル、Yカットガーゼ、ACアダプタ等である。

【0027】

次に痰吸引器3を使う際の手順は、次の通りである。

(1) 第二収納室3のファスナー10を操作して蓋11を開ける。

(2) 側面のポケット12に入れた手指消毒液により、手指を消毒する。

(3) 痰吸引器4の電源を入れる。

(4) 吸引ホースを手に取り、第二収納室3内に収納した容器内のカテーテル5を取り出して接続する。

【0028】

(5) 吸引を開始する。

【0029】

(6) アルコール綿でカテーテル5についた汚れをふき取る。

【0030】

(7) 吸引ホースで精製水を吸い、カテーテル5とホール内の汚物を流す。

【0031】

(8) もう一度アルコール綿でカテーテル5を拭く。

【0032】

(9) 側面ポケット15に設置した廃棄物容器に使用済みアルコール綿を捨てる。

【0033】

(10) カテーテル5を第二収納室3の容器内に収納する。

【0034】

(11) 痰吸引器4の電源を消す。

【0035】

(12) 第二収納室3の蓋11を閉じ、ファスナー10を閉める。

[他の実施形態]

【0036】

上記実施形態では、第一収納室2と第二収納室3を図1の正面視において横並びに配置したが、これに代えて、第一収納室2と第二収納室3を90度回転させて縦並びに配置して

10

20

30

40

50

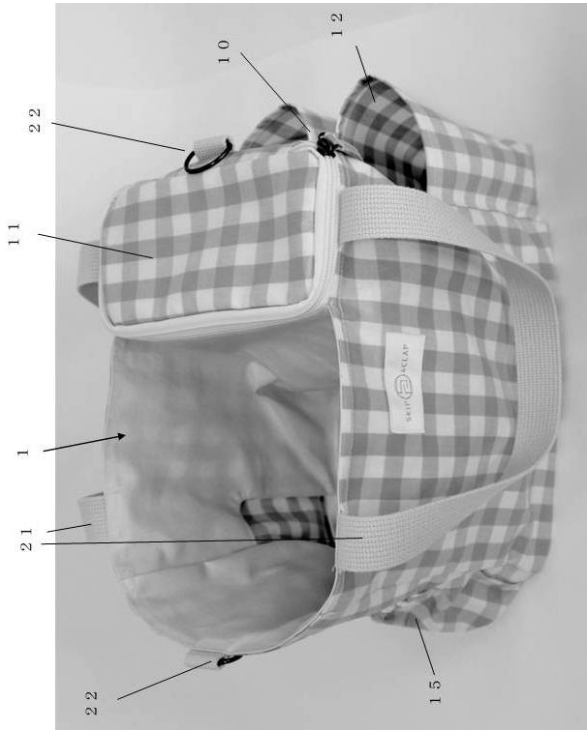
もよい。また、痰吸引器 4 のバッテリーを取り出すための開閉窓 7 は前記バッグの横面でもよいとする。また、立体型ポケット 1 2 とギャザーポケット 1 5 の位置は左右逆に配置してもよい。

【符号の説明】

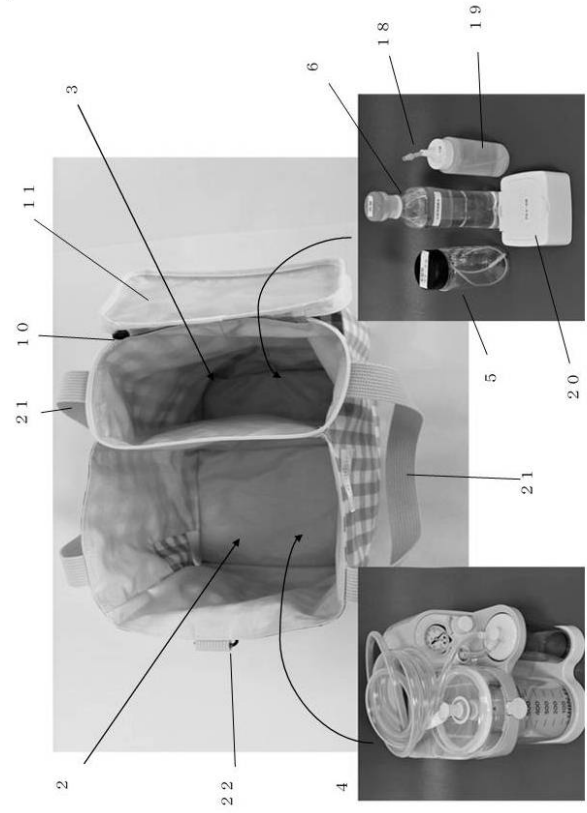
【 0 0 3 7 】

1	医療用携帯バッグ（バッグ）	
2	第一収納室	
3	第二収納室	
4	痰吸引器	
5	付属物品（気管用カテーテル）	10
6	付属物品（気管用精製水容器）	
7	開閉窓	
8	扉	
9	面ファスナー	
10	ファスナー	
11	蓋	
12	立体型ポケット	
13	手指消毒液	
14	廃棄物処理容器	
15	ギャザーポケット	20
16	底鉢	
17	バッテリー収納カバー	
18	付属物品（口鼻吸引用カテーテル）	
19	付属物品（口鼻吸引用精製水容器）	
20	アルコール綿	
21	ループ取っ手	
22	Dカン	
23	バッテリー収納カバー用サイドポケット	

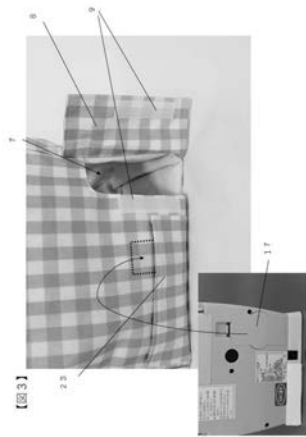
【図 1】



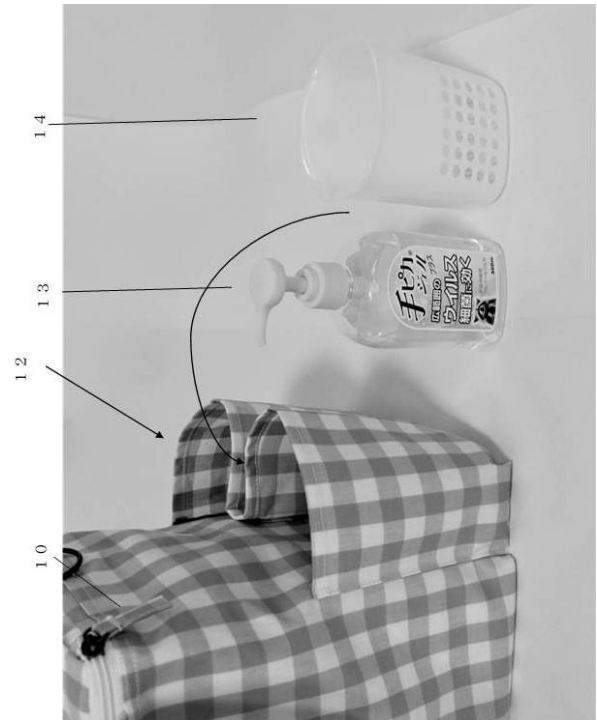
【図 2】



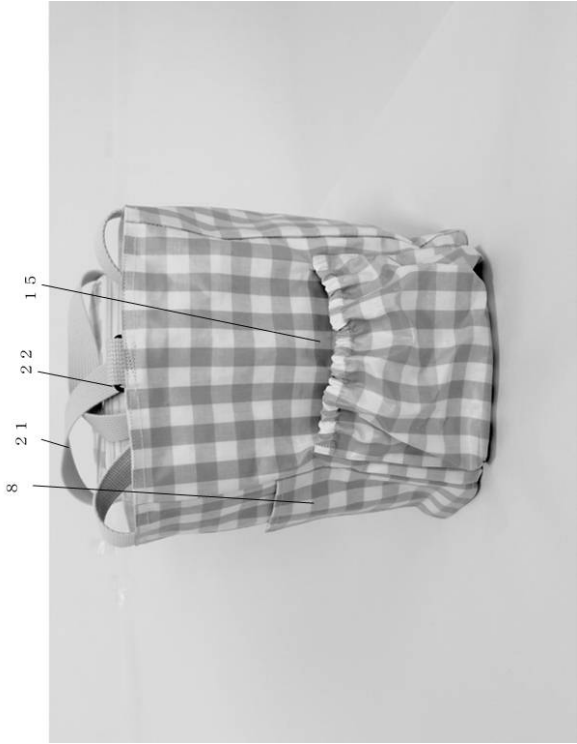
【図 3】



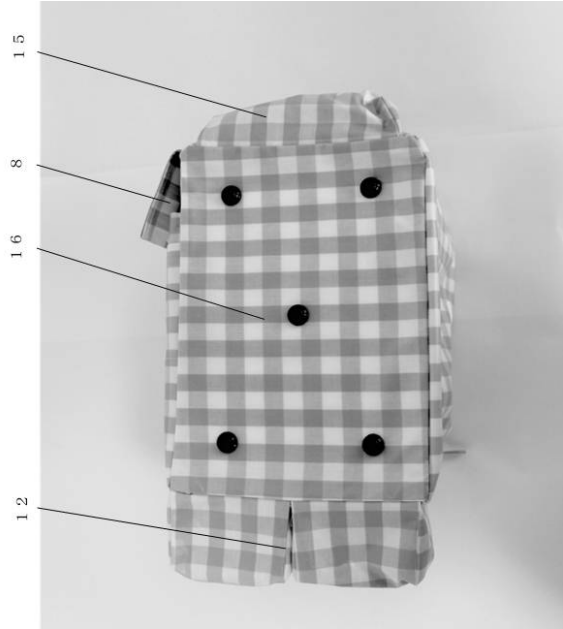
【図 4】



【 図 5 】



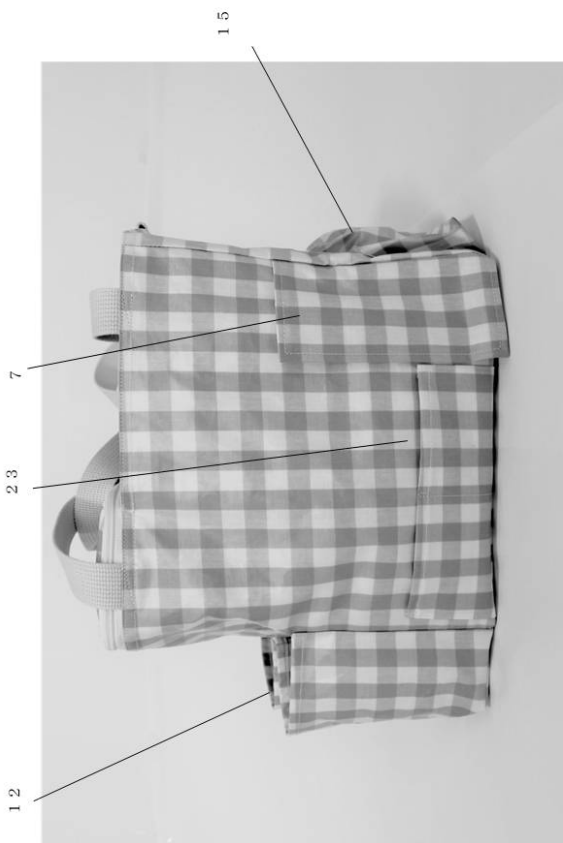
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】



【手続補正書】**【提出日】**平成31年2月4日(2019.2.4)**【手続補正1】****【補正対象書類名】**特許請求の範囲**【補正対象項目名】**全文**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項1】**

痰吸引器とその付属物品を収納する医療用携帯バッグであって、痰吸引器を収納する上部が解放された第一収納室と、前記付属物品を収納する第二収納室とを備え、前記第一収納室と前記第二収納室は、底に敷かれたボード上に隣接して設けられ、前記第一収納室の前記第二収納室と接しない側面には、該第一収納室内の前記痰吸引器のバッテリーを取り出すための開閉窓が設けられ、前記第二収納室の上部には、上方に開閉可能であり、かつ、ファスナーでもって密閉される蓋が取り付けられている医療用携帯バッグ。

【請求項2】

前記付属物品が、精製水容器とカテーテルである、請求項1に記載の医療用携帯バッグ。

【請求項3】

前記第二収納室は、内側面に防水処理が施され、前記精製水容器が倒れず、かつ、前記精製水容器と前記内側面との間に手が挿入できる大きさである、請求項2に記載の医療用携帯バッグ。